

## 平成29年第10回総社市農業委員会総会議事録

- 1 開会 平成29年8月10日(木) 午後1時30分
- 2 閉会 平成29年8月10日(木) 午後2時28分
- 3 場所 総合福祉センター 3階大会議室
- 4 出席または欠席した農業委員  
出席 13人  
1番 鎌田 布之(会長代理)                      2番 小原 弘  
3番 秋山 陽太郎(農地担当)                      4番 林 眞理  
7番 佐野 年昭                                      8番 能登谷 和正  
9番 高田 稔    10番 定井 正雄(会長)  
11番 梶谷 範雄                                      12番 野瀬 秀子  
13番 横田 幸則                                      14番 高谷 均(農政担当)  
15番 本行 逸  
欠席 2人  
5番 河田 直樹                                      6番 高杉 通夫
- 5 出席を求めた農地利用最適化推進委員  
1人 山上 勲
- 6 職務及び説明のため出席した者の職氏名  
農業委員会事務局  
局長 前田 英子    次長 前谷 学    主査 国橋 一輝  
農林課  
課長 葛原 隆二
- 7 議事録署名委員  
7番委員    8番委員
- 8 本日の議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 付議事件

議案第38号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について

議案第39号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第40号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について

報告第23号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等届出の受理の決定について

報告第24号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

議案第41号 農地利用集積計画案についてして（追加）

議案第42号 農地利用集積円滑化事業規程の変更について（追加）

第4 その他

9 付議事件及びその結果

原案どおり可決

10 議事経過の概要

次のとおり

## 開会 午後1時30分

(事務局長)

ご起立願います。

礼。

ご着席願います。

(会長)

皆さんご苦労様です。

暑い日が続いておりますけれども、体には十分注意していただければと思います。

先般、台風が来ました。台風発生から18日間ウロウロしまして、他の地域では災害を受けた所もあります。私たちの岡山県は、ほとんど被害がなかったものと思います。

今回、農業委員の人数が34名から15名になりました。34名から15名に減ったことは責務も重大になります。また、農地パトロールなど色々なことが厳しくなるのではなかろうかと心配をしております。推進委員の方々と一緒になって取り組んで対応していただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、ただ今より平成29年第10回総社市農業委員会総会を開催いたします。

ただ今の出席者13名、欠席者は、5番委員、6番委員の2名であります。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定にする在任する委員の過半数が出席していることから、本総会は成立をしています。

本日の議事日程は、皆様のお手元にお配りいたしております日程表のとおり進めさせていただきますので、ご協力よろしく願いいたします。

次に、総会での注意事項について申し上げます。

発言される場合は必ず挙手し、議席番号を言ってから発言してください。やむを得ず離席する場合は必ず許可を得るようにしてください。また、携帯電話は電源を切るかマナーモードにしてくださいようお願いします。

### 【日程第1 議事録署名委員の指名】

(会長)

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、総社市農業委員会会議規則第33条の規定により、7番委員、8番委員を指名いたします。

## 【日程第2 会期の決定】

(会長)

日程第2 会期の決定を行います。

本総会の会期は、総社市農業委員会会議規則第5条の規定により本日1日限りと決定いたします。

## 【日程第3 付議事件】

(会長)

日程第3 付議事件の審議に入りますが、付議事件の最後に追加議案を2件提出いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、農地担当委員よろしく願いいたします。

## 【議案第38号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について】

(農地担当)

皆様、ご苦労様です。

今期も農地担当を務めさせていただきます。

よろしく願いいたします。

なお、議事進行中は議事録作成のため録音をしております。やむを得ず離席する場合は挙手し、休憩を申し出るようにしてください。

それでは、付議事件の審議に入ります。

議案第38号、農地法第3条の規定による農地等の許可申請について議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

(主査)

【議案第38号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について朗読】

【受付番号15番】

(農地担当)

それでは、15番、北溝手の件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

(主査)

前期の農業委員でありました12番委員に調査をしていただいておりますので、事務局から報告をさせていただきます。受け人は、父親と共同で一町程度の作付けを行っております。申請地は、これまで別の方と該当地に使用貸借権を設定しておりましたが、期間満了に伴い返却することになり、受け人の紹介があったことから今回の申請になったものであります。地元としては、何ら問題はないという報告をいただいております。

(農地担当)

それでは、15番の件につきまして、ご質疑、ご意見等はございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

15番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、15番は許可されました。

【受付番号16番】

(農地担当)

続きまして、16番、東阿曾の件につきまして地元委員の説明をお願いいたします。

(4番委員)

東阿曾●●●●番●というのは、議案書の6ページに第5条での農地転用申請との農地と繋がっている農地であります。所有者の子が成年後見人になっており、その方が第3条と第5条の申請を

したものであります。この第3条の申請については、受け人がこの農地と隣にある自分の農地を一体として耕作しており、今回、受け人への贈与であります。地元としては、従前と同じ利用であることから問題はないと思います。

以上です。

(農地担当)

この案件につきまして、何かご質疑、ご意見等はございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

16番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、16番は許可されました。

#### 【受付番号17番】

(農地担当)

続きまして、17番、宿の件につきまして地元委員の説明をお願いします。

(14番委員)

この案件は、渡し人の両親は亡くなられています。当人は●●へ勤務しており農業はまったくしていません。渡し人が相続した農地は全て不耕作地になっております。今回の受け人は、退職後、地食ベ公社が忙しい時に手伝っております。それを踏まえて農業を積極的にやっていくということで、申請農地を購入して稲を作っていくということでもあります。

地元とすれば不耕作地が解消されるということで問題ないと思いますので、よろしく願いをいたします。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見等はございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

17番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、17番は許可されました。

#### 【受付番号18番】

(農地担当)

続きまして、18番、久代の件につきまして地元委員の説明をお願いします。

(9番委員)

この件につきましては、場所は●●●の北側の一面になります。受け人と渡し人は義理の兄弟になります。現在は、受け人が耕作されています。他にも渡し人の農地があるんですが、それらも受け人が耕作をしている状況であります。この田につきましては、隣同士ということで話がまとまったようであります。

地元とすれば何ら問題ないと思いますので、よろしく願いをいたします。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見等はございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

18番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、18番は許可されました。

#### 【受付番号19番】

(農地担当)

続きまして、19番、上林の件であります。6番委員が欠席ですので、事務局から説明をお願いします。

(主査)

申請農地は、現在は雑草が生え耕作されていませんが、この度の受け人が耕作するという事で地元としては何ら問題ないという連絡をいただいています。

以上です。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見等はありませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

19番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、19番は許可されました。

以上で議案第38号の審議はすべて終了いたしました。

### **【議案第39号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について】**

(農地担当)

次に、議案第39号、農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について議題といたします。

なお、地元委員の説明時に隣地に関しての意見を詳しくお願いをいたします。

それでは、事務局よりお願いをいたします。

(主査)

**【議案第39号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】**

**【受付番号5番】**

(農地担当)

それでは、4ページの5番、窪木の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(1番委員)

8月7日に会長、2番委員、農地利用最適化推進委員2名、事務局職員1名の6人で現地調査を行いました。

この件につきましては、東が水田、西が道路、水路、南側が水田、北側が宅地になっています。周囲への影響はないと思われまます。現在は駐車場と物置として利用されております。

以上です。



(11番委員)

添付の図面を見ていただければと思います。

申請地は三角地になっており、場所は●●●●●●から●●●●●●に行く道の東側になります。東側は一部が宅地になっているような状態であります。東側の田は申請者の農地で野菜を植えている状態であります。西側はコンクリとの水路があり、入口に橋を架けて家に出入りをしています。南側は転用後、約4メートル位の幅の田が残るようになります。北側は北東部分に水路があります。

用水、排水につきましては現状が変わるものでもなく問題はありませぬ。日照、通風、土砂の流出につきましても影響はありません。

地元としては問題ありませんので、よろしくご審議をお願いいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

地元委員の説明にもあったように、すでに宅地等の一部として利用されています。このことから、申請人から約30年ほど前に農業用機械を保管するため農業用倉庫を建て、また、農作業場、駐車場として利用していました。このことは法の規定を知らずに行ったものであり始末書も提出されています。

農地区分ではありますが、市街地化の傾向が著しい区域に近接し市街地化が見込まれる区域内にあるおおむね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地ということで、第2種農地と判断しております。

以上です。

(農地担当)

それでは、この件につきまして何かご質疑、ご意見等ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

次に、農業会議への諮問についてですが、今回、初めての農業委員の方もおられることから、この諮問について事務局から説明をお願いします。

(主査)

農地法第4条第4項等の規定により、農業委員会は30アールを超える農地を農地以外のものにする時には、都道府県機構の意見を聴かなければならないこととされています。岡山県の場合は岡山県農業会議になります。また、同条第5項の規定により、30アール以下であっても農業委員会が必要であると認めるときには、岡山県農業会議の意見を聴くことができるとされています。

(農地担当)

ありがとうございました。

それでは、この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

5番を許可することに、ご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、5番は許可されました。

以上で、議案第39号の審議はすべて終了いたしました。

#### **【議案第40号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について】**

(農地担当)

次に、議案第40号、農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について議題といたします。

第4条と同様に地元委員の説明時には詳しく発言をお願いいたします。

事務局より説明をお願いします。

(主査)

**【議案第40号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】**

**【受付番号30番】**

(農地担当)

それでは、6ページの30番、福井の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(1番委員)

この場所は周囲が全て宅地になっています。周辺への影響はないものと思われま

す。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(3番委員)

当該農地ですが、何年もの間、耕作放棄されていた農地であります。今回の転用の案件があつて

地元の推進委員であります山上委員と共に現地調査を行っております。現地調査の報告にもありましたが、周辺の状況といたしまして、東側は宅地、北側も宅地、西側が進入路を経て公道、南が雑草地を挟んでナスなどが植えられていました。周辺農地への影響といたしましては、用排水については西側に設置する予定であります。また、雑排水につきましては浄化槽から西側用水路へ流れるようになっています。また、日照、通風に関しては耕作されている南側畑にも影響はありません。土砂の流出に関しても影響はないものと思われまます。現地調査時に南側畑を耕作している人とお話をする機会がありましたが、周辺はだんだん家が建っているのですが、特に問題はないとお話を伺うことができました。地元としては特に問題ないものと考えております。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、市街地化の傾向が著しい区域に近接し市街地化が見込まれる区域内にあるおおむね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地ということで、第2種農地と判断しております。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

30番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、30番は許可されました。

この案件で推進委員であります山上委員が総会の場へ出席をしていただいておりますが、無事案件が終了いたしました。

山上委員、本日はありがとうございました。

【受付番号34番】

(農地担当)

続きまして、34番、秦の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(1番委員)

この土地は家のブロックに囲まれた一部になっております。測量をしたら田の一部分を宅地にしていたことが判明したため申請をしているものであります。

現場は東側が水田、西側は道路、南側は家の宅地、北側は水田になっています。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(12番委員)

この案件は長年空き家になっていましたが、この度、申請人が購入するにあたりまして、現地調査の報告にもありましたように、北側のブロック塀が農地へはみ出していたために申請されたものであります。

転用にあたり周辺農地への影響ではありますが、地元農業委員として、現在の状況が相当の期間に渡り続いていること、また、今後も現状が変わらないこと等から、用水、排水、日照、通風、土砂の流出等の影響はないものと思われまます。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

(農地担当)

事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

受け人が申請地に隣接する家を購入することにより、渡し人が申請地部分まではみ出して地上げをしていることが判明したもので、是正のため申請があったものです。始末書も提出されており、やむを得ないものと思われまます。

農地区分ですがおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地と判断しております。例外許可規定として既存施設の拡張に該当いたします。

(農地担当)

それでは、この件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

34番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、34番は許可されました。

### 【受付番号35番】

(農地担当)

続きまして、35番、北溝手の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(1番委員)

この土地は、分譲してきた最後の土地になりまして、東、西、南は宅地、北側が隣家の進入路になっています。今回の申請も進入路を設置するようになっております。

以上であります。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(11番委員)

添付図面を見ていただければと思います。

●●●から北西の位置になります。順番に家が建っており東側は住宅、西側は側溝があり道路、南側が住宅2戸に面しています。北側は進入路と住宅、用水につきましては、南側に用水路があるんですが、これからかなり高くなっており、排水路のみを併設してあるようになっており問題ないと思います。日照、通風、土砂の流出はありません。周囲が住宅になっており残りの一区画になっています。地元としては問題ないと思います。

よろしくご審議の程、お願いいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、●●駅のおおむね500メートル以内にある農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当)

それでは、この件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

35番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、35番は許可されました。

#### 【受付番号36番】

(農地担当)

続きまして、36番、東阿曾の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(1番委員)

この土地は、東が水田、西側は道路に面しています。南側は残った水田、北側は水田になっています。作付けはされておらず雑草が生えていました。

周囲への影響はないように思います。

以上であります。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(4番委員)

この農地は、先ほど第3条での申請がありました農地に関連するものであります。今回、受け人の妻が通勤に便利な所であること等から、今回の申請になったものであります。周辺の農地への影響ではありますが、現地調査の説明のとおりでありまして、周囲は県道と渡し人の農地、先ほどの第3条での受け人の農地もありますが、転用については了承しており、地元としては問題はないものと思っております。

以上であります。

(農地担当)

事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれにも該当しない農地ということで、第2種農地と判断をしています。

(農地担当)

それでは、この件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

36番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、36番は許可されました。

#### 【受付番号31番】

(農地担当)

続きまして、7ページ、31番、黒尾の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(1番委員)

この件は、東側が水田で野菜を植えています。西側は宅地になっています。南側も水田です。北側は宅地になっていて進入路があります。周囲への影響はないものと思われます。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(4番委員)

受け人と渡し人は親子です。黒尾●●●番●●●が進入路として、●●●番●●●が家を建てるという計画になっています。今回、近くに住んでいれば親の農業の手伝いが出来るということで、親の隣の敷地に住宅を建てるということで、今回の申請に至ったものであります。

東西南北についてですが、現地調査でも説明がありましたように、東、北側については渡し人の

農地があります。保全管理が出来ている農地であります。西と南については住宅と農地があるんですが、それぞれに承諾を得ていますので地元としては問題ないと思います。日照、通風などに関しても問題はないように思っています。

以上です。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地と判断しております。例外許可規定として集落に接続されて設置される住宅に該当いたします。

(農地担当)

それでは、この件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

31番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、31番は許可されました。

#### 【受付番号32番】

(農地担当)

続きまして、32番、西郡の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(1番委員)

この土地は、●●●●の南側になります。東側は道路と水路に面しています。西側はビニールハウスが建ってまして、この一部を分筆しまして農地転用をするものです。南側は宅地、北側はビニールハウスの残りになります。



以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(14番委員)

この土地は、●●●●に渡し人が貸している土地であります。現地調査の報告にもありましたが、現状はビニールハウスが建っております。受け人の父親が渡し人で親子関係になります。東側は水路を挟んで道路、西側のビニールハウスが建っている一部が今回の申請になっています。北と西側残りの部分になります。南側は地上げをした宅地になります。全体として日当たりが非常に良い所であります。水路が周辺にありますので、その水路に排水については流すということであります。土砂の流出等については問題ないと思います。

よろしくご審議の程、よろしくをお願いいたします。

(農地担当)

事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

総社市役所山手出張所から、おおむね500メートル以内にある農地ということで、第2種農地と判断しております。

(農地担当)

それでは、この件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

32番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、32番は許可されました。

【受付番号33番】

(農地担当)

続きまして、33番、清音軽部の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(1番委員)

この土地は、東側は家が建っており宅地になっております。西側には水路があります。南側は道路、北側は分筆後の田になります。

以上であります。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(7番委員)

東が宅地、西が田、南は水路を挟んで道路、北側は残地になります。以前にビニールハウスがあって花の苗を栽培していました。受け人は父親の土地を借りて家を建てるとのことです。用水、排水、日照、通風、土砂の流出等は問題ありません。

以上であります。

よろしくをお願いいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、おおむね300メートル以内に総社市役所清音出張所がある農地ということで、第3種農地と判断をしています。

(農地担当)

それでは、この件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

必要なということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

33番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、33番は許可されました。

以上で、議案第40号の審議はすべて終了いたしました。

### 【報告第23号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等届出の受理の決定について】

(農地担当)

次に報告事項に入ります。

報告第23号、農地法第3条の3の規定による農地等の相続等届出の受理の決定について、事務局より説明をお願いします。

(主査)

【報告第23号 報告書を元に朗読】

### 【報告第24号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】

(農地担当)

次に、報告第24号、農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について事務局より説明をお願いします。

(主査)

【報告第24号 報告書を元に朗読】

### 【報告事項】

(農地担当)

19ページは、その他報告事項となっておりますのでお目通しください。

以上ですが、本日、許可された議案につきましては、速やかに許可書を交付するものといたします。また、開発許可が必要なものにつきましては、同時許可とし許可書を交付することといたします。

本日の許可件数は、第3条関係が5件、第4条関係が1件、第5条関係が7件でありました。

以上で、農地関係の付議事件の審議はすべて終了しました。

ご協力ありがとうございました。

(会長)

ありがとうございました。

それでは、冒頭説明いたしましたとおり追加議案を提出いたします。

これにつきましては、平成29年7月27日及び7月31日付けで、総社市長片岡聡一から審議依頼があったことから、追加議案とするものであります。

なお、議案第41号につきましては、委員の皆様既に議案を配布しています。

また、議案第42号につきましては、事務局から議案を配布させます。

~~~~~ 議案書配布 ~~~~~

### 【議案第41号 農地利用集積計画案について】

(会長)

それでは、議案第41号、農地利用集積計画案について議題といたします。

事務局から、説明をお願いいたします。

(局長)

議案第41号、農地利用集積計画案について説明します。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、同意市町村は、農林水産省令で定めるところにより、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めなければならないとされています。この農用地利用集積計画は、農用地の地権者と意欲ある農業者との農用地の貸借等を集団的に行うため、市町村が同一の計画書において個々の権利移動をまとめ、集団的に貸借等の効力を生じさせるものです。農業委員会として、この農地の売買、貸借等についての集団的な権利の設定、移転計画が妥当であるかどうかの審査をするものです。

内容につきましては、3枚目の利用権設定各筆明細をご覧ください。

利用権の設定を受ける者は、一般社団法人そうじゃ地食べ公社で、該当農地等は久代の記載のとおりです。この集積計画は、岡山県の施策として、桃のメガ団地として総社市が実施していこうとするものです。

以上です。

(会長)

事務局からの説明に対しまして、何か質問等ありませんか。

(4番委員)

利用権の設定を受ける者がそうじゃ地食べ公社ですが、実際には桃を作るにあたり転貸するような形の形態になるのですか。地食べ公社が実際に桃を植えるのですか。

(課長)

事務局から説明がありましたメガハイブリット生産団地、桃の生産団地を造るのですが、現在、地権者の方が4名いまして、1名の方はすでに桃を栽培されています。残りの3名の方は、基盤整備をしても桃の栽培、耕作を一切されないという方で、地食べ公社が一度借りて、新規に桃団地に入ってくる方に耕作をしていただくようになります。公社が事業に参加し基盤整備を行った後に、新規就農者に入らせていただいて耕作していただくということになります。地食べ公社が耕作することはありません。

(4番委員)

これから、耕作をする人を探すということですか。

(課長)

市内で5名の方が桃の研修をされています。その中から耕作をされる方を募るようになります。

(2番委員)

地食べ公社ですが、地食べ公社の田んぼは草だらけなんです。

そのことは、よく指導してください。

(課長)

分かりました。

(4番委員)

地食べ公社が実際に耕作しているのは、どのくらいあるのですか。

(課長)

市内全体の資料を持ち合わせてないので、総会後に回答させていただきます。

(14番委員)

完了はいつ頃になりますか。

(課長)

久代は3年度間で、平成30年度です。

最終年度に換地処分をするようになります。

(14番委員)

その後に新規就農者へ貸すということですか。

(課長)

はい。

(4番委員)

メガ団地は、国、県の助成はどのくらいですか。

(課長)

割合ですが国が50パーセント、県が10パーセント、残り部分の80パーセントを市が補助します。残りを参加者が負担するようになります。

(4番委員)

面積はどのようになっていますか。

(課長)

実際には、これ以外に小寺、黒尾で合わせて10ヘクタールを超えます。久代地区では2.5ヘクタールであります。

(会長)

他にありませんか。

(委員)

なし。

(会長)

それでは、採決いたします。

議案第41号、農地利用集積計画案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(会長)

異議なしということで、議案41号は原案のとおり決定いたしました。

#### **【議案第42号 農地利用集積円滑化事業規程の変更について】**

(会長)

次に、議案第42号、農地利用集積円滑化事業規程の変更について議題といたします。

事務局から、説明をお願いいたします。

(局長)

議案第42号、農地利用集積円滑化事業の変更について説明します。

農業経営基盤促進法第11条の12第2項の規定により、農地売買等事業に関する事項が定められた農地利用集積円滑化事業規程の変更の承認をするときは、農業委員会の決定を経なければならないとされています。

平成29年7月28日付けで、岡山西農業協同組合から総社市長あてに、農地利用集積円滑化事業規程の変更の承認申請があり、7月31日付けで、総社市長から農業委員会会長あてに審議の依頼がありました。

変更の内容については、農地利用集積円滑化事業規程の新旧対照表の第4条の規定をご覧ください。下線を引いているところが変更部分です。この変更は、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴い、名称が県農業会議から県知事の指定を受けた農業委員会ネットワーク機構に変更したことにより変更しようとするものです。

以上であります。

(会長)

事務局からの説明に対しまして、質問等ありませんか。

(委員)

なし。

(会長)

それでは、採決いたします。

議案第42号、農地利用集積円滑化事業規程の変更について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(会長)

異議なしということで、議案第42号は原案のとおり決定しました。

#### 【日程第4 その他】

(会長)

それでは、日程第4、その他に入らせていただきます。

委員の方から何かありましたらお願いいたします。

(委員)

なし。

(会長)

なければ、事務局から事務連絡をお願いいたします。

(次長)

【現地調査日時等について報告】

【総会日時等について報告】

(会長)

それでは、会長代理より閉会の挨拶をお願いします。

(会長代理)

皆さんご苦労様です。

新しい農業委員会としての初めての総会でありましたけれど、農作業に忙しいと思います。まだまだ暑くなると思います。体には十分に気をつけながら、農作業に励んでいただければと思います。

本日は、どうもご苦労様でした。

**閉会 午後2時28分**